

主催者(依頼者)としての基本事項について

1. KOTO街かどアーティストの称号

本事業は、地域活性化と芸術家のいる賑わいのある街の創出が目的です。また、アーティストは単なるにぎやかしとしての性格ではなく、前述の目的と意識をもって実施していただくことが前提となりますので、実施に際しては「KOTO街かどアーティスト」の称号(肩書き)を必ず、周知していただくようお願いします。

2. のぼり旗の使用

上記にあわせて、所定の「のぼり旗」を周囲に置いて実施するようお願いします。のぼり旗は、江東区文化コミュニティ財団の各施設に常備しております。事前に江東区文化センターに連絡の上、旗を取りに行く旨をお知らせいただき、各主催会場へお持ちください。また、催事終了後、旗をもとの施設にご返却くださいますようお願いします。

3. 広報活動について

主催者作成のチラシやその他の広報媒体にはできるかぎり情報を掲載いただくようお願いします。その際、KOTO街かどアーティストの称号(肩書き)を明記するようお願いします。

4. 参加団体との交渉

- (1) 出演依頼については、必ず事務局を通してください。それ以外のものについては、KOTO街かどアーティスト事業の対象外となります。
- (2) 主催者と事務局双方で確認をした、出演依頼票(申込票)の内容を元に各アーティストへ出演打診を行ないます。
- (3) 出演決定後は主催者とアーティスト間で詳細事項を決定してください。また、大幅な依頼内容の変更が生じる時は、アーティスト並びに事務局にご相談ください。

5. 道路使用許可について

道路使用については、道路交通法第77条(道路の使用の許可)に基づき、許可が必要になる場合があります。この件については、所轄の警察署と相談のうえ、事前に条件整備する必要があります。なお、道路使用許可については、事務局(江東区文化センター)は行ないません。各主催者が行なってください。

6. 雨天時の対応について

当日、会場の状況にもよりますが、主催者とアーティストで相談の上、開催の可否を決定してください。

また、急な天候変化でパフォーマンスの実施ができなくなった場合、パフォーマンスの有無に係らず謝金、交通費などが発生する場合がありますので、併せて事前に双方でご確認願います。

7. 実施にともなった事故の発生について

- (1) パフォーマンス実施にあたっては主催者・アーティストが互いに円滑かつ安全に進行するよう努めなければなりません。
- (2) パフォーマンス実施にあたっては万全な安全策を講じ、事故防止に努めていただきます。万が一、事件や事故が発生した場合、主催者・アーティストが速やかに対応すると共に事務局へ報告願います。

8. パフォーマンスエリアについて

参加アーティストにより必要なスペースは様々ですが、大掛かりなステージ等は原則として必要ありません。

9. 出演料について

KOTO街かどアーティストの出演料、交通費、食費等については定められた金額はございません。ご依頼いただきます際に、主催者様のご予算などを基に事務局までご相談ください。

10. 投げ銭による出演費の対価獲得

開催イベントの性質、参加対象者や主催者様のご事情により出演料がないイベントにつきましては、お客様から投げ銭を募ることをお許し願います。

なお、イベント内容や参加対象者等の諸事情により、投げ銭不可の場合は、ご依頼いただく際にその旨を事務局までお伝えくださいますようお願いいたします。

11. 主催者側が準備するもの

条件提示によっては控室、電源の確保、駐車場等が必要となります。

12. 終了報告(講評)

より良い運営を目指すため、終了後事務局へご報告ください。

13. 個人情報について

アーティスト出演交渉の際に得た個人情報の漏洩には、充分、配慮するとともに、他の目的で使用しないでください。

